

令和三年度

事業報告及び事業報告の附属明細書

(社会福祉法人共生会)

中野区母子生活支援施設

事業目的

中野区さつき寮は児童福祉法第 38 条に定められた母子生活支援施設であることから、その精神のもとで、また「全国母子生活支援施設協議会 倫理綱領」を遵守し、母子家庭に対し、安心して生活できる場と、教育・就労等の機会を提供することで、利用者が円滑に自立していけるよう支援していく。

そして緊急に保護を必要とする母子家庭等を入所させ必要な保護、相談及び支援を行うことにより応急的な援護を行っていくとともに、地域家庭に対して子育て支援事業を積極的に展開していく。

全国母子生活支援施設協議会 倫理綱領

母子生活支援施設は、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。その為に母子生活支援施設は、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。

1. 基本理念

母子生活支援施設は、母と子の権利と尊厳を擁護します。

2. パートナーシップ

母子生活支援施設は、母と子の願いや要望を受けとめ、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。

3. 自立支援

母子生活支援施設は、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。

4. 人権侵害防止

母子生活支援施設は、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。

5. 運営・資質の向上

母子生活支援施設は、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。

6. アフターケア

母子生活支援施設は、母と子の退所後をインケアからアフターケアをつなぐ為、退所計画を作成し、アウトリーチするとともに、地域の社会資源を組み込んだネットワークによる切れ目のない支援を提供することをめざします。

7. 地域と協働

母子生活支援施設は、関係機関や団体とネットワーク形成を図りながら、資源の開発や創生による子育て支援地域づくりを進め、ひとり親家庭のニーズに合わせた展開をすることをめざします。

運営の基本理念

社会福祉法及び児童福祉法に基づき、民主的な施設運営、基本的人権の尊重を基礎に、母親と共に子どもの健全育成を推進する。生活支援にあたっては、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び稼働の状況に応じて就労、家庭生活及び子どもの養育に関する相談、助言を行う等の支援により、その自立の促進に努める。

そして、社会的存在としての役割に鑑み、社会資源の一つとして、施設機能を十分に発揮し、施設利用者及び地域住民の福祉推進の中核になるよう、社会的連携を尊重していく。また関係機関や関係団体等とも連携を保ちながら、母子の保護及び生活の支援にあたる。利用契約による施設の適切な利用のために、情報の提供や提供するサービスの質の評価、苦情の適切な解決にも努める。

運営の基本方針

母子福祉対策の流れの中で母子生活支援施設の果たす役割に目をむけ、子どもの福祉を進める立場から、利用者のニーズに対応し、職員の人間性・専門性を高めるとともに、設備を充実して支援の質の向上をはかる。

(1) 利用者支援の質の向上

①子どもへの支援

自主性・創造性の養成、学力の向上、体力の増強をはかる。被虐待児童に対して心理療法を行う。

②母親への支援

円満な人間関係、社会的適応性、可能性の開発を支援し、明るい家庭づくりを目指し、自立をすすめる。DV被害を受けた母親に対して心理療法を行う。

(2) 施設の安全管理

防火防災設備の点検、避難訓練及び危機対応訓練の実施、建物の安全管理により、利用者の人命と財産の安全管理をはかる。

(3) 職員の資質向上

①人間性と専門性を高める。

自己の能力の開発、利用者支援に必要な知識・技術習得のため、研修・訓練・学習の機会を設ける。

②施設長のスーパーバイザーとしての役割を重視し、支援体制を明確にし、支援の質の向上をはかる。

(4) 社会福祉教育への協力

社会福祉をめざす学生の実習を受入れ、福祉教育に協力する。

(5) 地域社会との連携

施設内諸行事に関係者及び地域住民の参加の呼びかけや、ボランティアの受入れ、町会への加入とその活動を通して、施設の社会化をすすめる。

(6) 関係機関との連携

関係機関と連携して、母子の保護及び生活支援にあたる。

沿革

- ・昭和 24 年 4 月 1 日 都立の母子寮として設立(世帯数：20 世帯)
- ・昭和 37 年 7 月 16 日 改築により定員変更(世帯数：27 世帯)
- ・昭和 40 年 4 月 1 日 東京都から中野区へ移管
- ・昭和 58 年 4 月 1 日 改築により定員変更(世帯数：18 世帯)
- ・平成元年 4 月 1 日 中野区から社会福祉法人多摩同胞会へ運営委託
- ・平成元年 10 月 1 日 ひとり親家庭児童の緊急一時保護事業開始
- ・平成 3 年 4 月 1 日 定員変更(世帯数：20 世帯)
- ・平成 17 年 3 月 31 日 中野区が社会福祉法人多摩同胞会への委託解除
- ・平成 17 年 4 月 1 日 中野区から社会福祉法人共生会へ運営委託
- ・平成 22 年 4 月 1 日 中野区沼袋より中央へ施設移転
- ・平成 23 年 5 月 1 日 トワイライトステイ事業開始
- ・平成 25 年 4 月 1 日 要保護児童等一時保護事業開始
- ・平成 27 年 4 月 1 日 定員変更(世帯数：19 世帯)
母子家庭等に対する緊急一時保護事業開始
- ・令和 2 年 4 月 1 日 母子等一体型ショートケア事業開始

入所要件

配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子と、その者が養育している 18 歳未満の子どもが生活上の諸問題をかかえて、不健全な生活状態にある場合。

定 員 19 世帯

現 員 10 世帯 (23 人) (令和 4 年 3 月 31 日現在)

職 員 31 名

施設長	1 名	母子支援員	2 名	少年指導員	2 名	
保育士	1 名	被虐待児個別対応職員	1 名			
調理員等	1 名	特別生活指導員	1 名			
嘱託医	1 名	心理担当職員	2 名			
ショートステイ・トワイライトステイ担当						8 名
緊急一時保護担当	1 名	夜間警備員	5 名			

1. 令和3年度の利用状況

(1) 令和3年度取扱状況（月別）

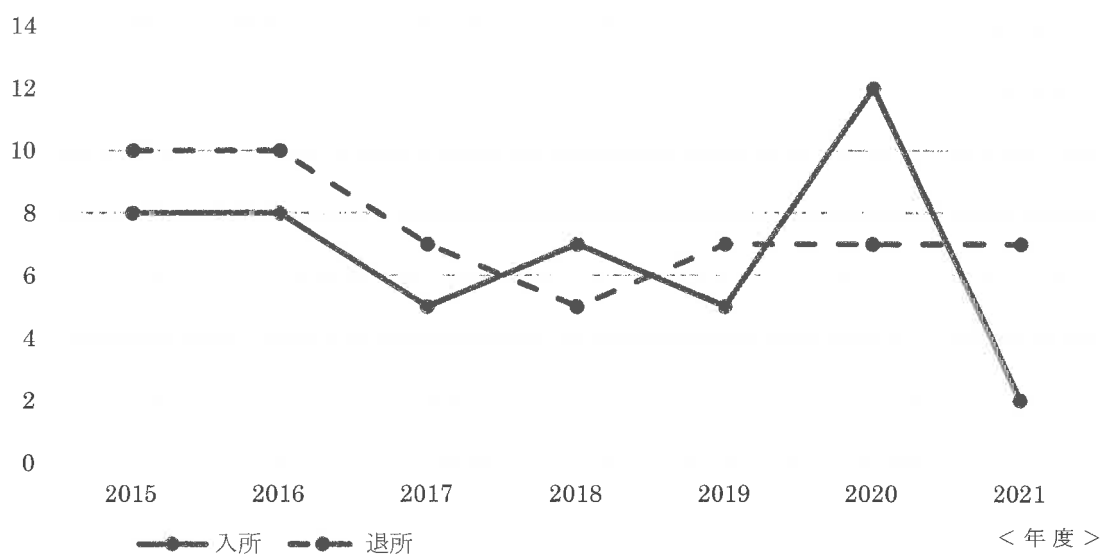
本年度は本体事業の入所が2世帯5名、退所が7世帯18名であった。
令和4年3月31日現在の在籍者数は10世帯23名である。

また、要保護児童等一時保護事業の利用はなかった。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
初日在籍世帯数	15	14	14	14	13	12	12	11	11	10	10	10
初日在籍人数	36	34	34	34	30	28	27	25	25	23	23	23
入所世帯数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
入所人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
退所世帯数	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	2
退所人数	2	0	0	4	2	1	2	0	2	0	0	5
月末在籍世帯数	14	14	14	13	12	12	11	11	10	10	10	10
在籍人数	34	34	34	30	28	27	25	25	23	23	23	23

(2) 年度別取扱状況の変化

<世帯数>



(3) 要保護児童等一時保護事業利用家庭

本年度の利用はなかった。

2. 日常生活と自立支援

生活支援にあたっては、第一に質的に変化している母子家庭のニーズに対応し得るものであること。第二に母親と子どもが自己の能力を最大限に発揮し課題を克服することで、自立できるようにすることに留意をしてきた。

(1) 母子の相談・支援

母子生活支援施設は、母と子を一つの世帯として受け入れる家庭型施設養護である。母子保護の実施主体である中野区から提供される資料の他、入所時および入所後の面談により生活歴、母子の考えや希望等の情報を収集し、生活の観察状況も加味し、家庭ごとに支援方法を検討し自立支援計画を立てた。家庭生活の安定と精神的安定が図られ、結果として自立に向けた支援が促進されるよう努めてきた。

母親の相談には必要に応じて随時、家庭訪問または面会室での面談により支援した。午前9時半から午後7時までを面談時間としているが、それ以外でも必要に応じて対応した。

子どもに対しては、自主的な生活を尊重しながら、将来、健全な社会生活を営む上で必要な生活習慣や社会性が身に付くよう、日常の生活場面や保育の支援、学習支援、レクリエーション等の機会を通して支援する計画でいたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、その機会は少なかった。

また日常の関わりから得る情報や子どもとの面談によって、子どもの意向や学習支援、生活目標を具体化した自立支援計画を立てた。それを基に子どもの発達状態、課題の把握をし、支援に結びつけた。

(2) 保育の支援

未就学児童については原則として地域の保育所に通所することになっている。学齢児童は原則として放課後は学童クラブで過ごす。これを補完するものとして、補助保育・学童保育を行い、母親が安心して就労等ができる環境を保障し子どもの健全育成に努めた。

① 病後児保育

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、基本的に中止としているが、母親の依頼により必要に応じて受けた。

月	2年度	3年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	0	0	0	0	1	8	12	4	0	0	0	0	25

② 病児保育

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、基本的には中止としているが、母親の依頼により必要に応じて受けている。本年度の利用は6件であった。

③ 補助保育

母親の就労・通院・カウンセリング・掃除・外出準備・その他必要な場合に、母親の依頼により子どもの保育を行った。本年度の利用は734件であり、昨年度に比べ若干減少した。減少した原因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、補助保育の一時中止が影響していると考えられる。

	件数	内訳							再掲
		仕事	面談 カウンセ リング	行事	病気 通院	掃除	外出 準備	その他	休日 保育
2年度	783件	19	126	11	26	62		539	91
3年度									
4月	66	1	19	0	4	0	21	21	15
5月	69	1	14	0	2	0	29	23	7
6月	67	0	11	0	1	0	30	25	14
7月	83	0	9	9	5	3	32	25	6
8月	68	1	2	0	2	0	38	25	3
9月	73	0	9	0	1	0	31	32	7
10月	82	1	5	0	3	5	31	37	6
11月	54	0	3	0	1	8	18	24	17
12月	44	0	7	0	2	9	13	13	5
1月	45	3	6	0	2	7	17	10	7
2月	35	0	6	0	2	4	10	13	10
3月	48	0	8	0	2	3	19	16	9
合計	734件	7	99	9	27	39	289	264	106

④ 保育所送迎補助等

母親の就労、疾病等で子どもを保育所に送迎することが困難な場合、母親の依頼により保育所への送迎を職員が代行する。本年度の利用は106件だった。理由としては、母の仕事や通院、カウンセリング、実習の為だった。また、保育所への送迎ではないが、児童の学校や学童クラブへの送迎を5回行った。

月	2年度	3年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	53	4	14	15	7	1	17	14	11	4	7	7	5	106

⑤ 学童保育

小学生以上の子どもの自主的な生活を尊重しながら、将来、健全な社会生活を営む上で必要な社会的な生活習慣が身につくよう、日常の生活場面や、少ない機会ではあるが学習支援、レクリエーションを通して支援を行った。また必要に応じて、時間外学童保育を3件行った。厚生労働省からの通知をもとに新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年3月より地域児童の利用は中止している。

(a) 保育時間

平日：帰宅時から午後5時

(学校休業日は午前9時30分から午後5時)

土日祝・年末年始：午前9時30分から午後5時

※中学生以上は午後6時30分まで

月別学童保育利用件数（延べ件数）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	3	16	28	39	19	6	22	8	10	0	3	2	156
中学生以上	1	3	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	10

(b) 学童の構成

学年別学童児数、男女別人数（令和3年度の延べ人数）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	その他	合計
男	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4
女	1	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	7
計	1	3	1	1	2	0	1	0	0	1	0	0	1	11

入所・退所学童児数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
退所	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3

(3) 学習支援

家庭学習の習慣化、基礎学力の確立、成績の向上をめざして、母子の希望により学習支援を行った。現在の学年の勉強を基本とし、クロスワードパズル、点つなぎ等、学年を超えて利用できる課題も用意した。その他、右脳発達に適した脳トレ教材も取り入れている。また必要に応じて、時間外学習指導を1件行った。

学習会

(a)小学生：午後5時から午後6時30分

(b)中学生以上：午後6時30分から午後7時30分

※例年上記の時間で学習会を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、学年ごとに下記の時間で実施した。

- ・小学1～3年生：17:00～17:45
- ・小学4～6年生：17:45～18:30
- ・中学生/高校生：18:30～19:30

定期試験期間および試験前1週間は、希望に応じて面会室を午後10時まで開放しているが、利用はなかった。大学の授業のため、面会室のパソコン貸し出しが1件あった。

(土曜、日曜、祝祭日および年末年始は除く。夏休み等の学校休業期間については別途定める。)

月別学習会参加件数（延べ件数）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	4	5	8	8	2	2	1	0	2	0	0	0	32
中学生以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 母親の自立促進と支援

就労支援の一環として病後児保育や病児保育を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本年度は縮小している。

また、面会室にはパソコンとプリンターを設置し、母親がいつでも求人検索や履歴書・職務経歴書をプリントアウトできるようにしている。パソコンの利用は15件あった。その他、面接の練習が2件、書類確認が3件あった。

自立促進の一環としての書類記入補助が7件あり、内訳は都営住宅関係が3件、手当関係が3件、その他1件あった。

(5) 健康・衛生管理

嘱託医による定期健康診断を年2回、春と秋に実施した。また、乳幼児への対応としては健診の他に、すこやか福祉センターの定期健診の声掛けや離乳食講座の案内を行った。本年度の通院同行は4件あった。服薬確認を行ったのは1世帯あった。

健康的なリズムが整えられるよう、必要な世帯にはモーニングコールの実施や登園準備の声かけを行った。

衛生管理としては、害虫駆除を6月、9月の2回、居室点検を6月と12月の2回実施し、衛生的な環境を推進した。エントランスのアルコール消毒液設置の他、社会の状況や施設内の感染状況に合わせて当所での取り組みを変更し、都度お知らせを配布し注意喚起に努めた。共有部分におけるアルコール消毒を徹底した他、業者からの荷物受け取り等は全て事務所で行い、居室への訪問等が必要な際は、検温・アルコール消毒をお願いした。

(6) 関係機関との連携

利用者の支援にあたっては、関係機関との連携を重視している。利用者が生活していく上では様々な社会資源の助けが必要であり、地域の理解・協力は不可欠である。本年度も多くの関係機関と協議し、積極的に情報交換を行った。具体的には、主管課、子ども家庭支援センター（子ども・若者支援センター）、生活援護課、婦人相談員、東京都（児童相談所等）、すこやか福祉センター、保育所、学校、学童クラブ、病院、民生委員、警察等が挙げられる。

また、養育支援家庭や虐待が心配される家庭においては、必要に応じて関係機関によるケース会議が開かれた。関係機関で情報を共有し、支援の方向性を統一させることで、多方面から関わることができ、適切な支援に結びついた。さらに、退所後も関係機関による支援が継続されるようサポートを行った。

3. 自治活動と行事

(1) 母親懇談会

母親懇談会は施設内の生活をより充実させるため、母親と職員が話し合う場としているが、新型コロナウイルス感染症に配慮し、主に行事の予定や直近のお知らせを伝えた。尚、この間の乳幼児の保育は職員が行った。

1	7月16日	行事の日程や夏休みの過ごし方、第三者評価、緊急連絡先、在宅ワーク、ゴミの処理について説明した。参加家庭には食事を用意した。 母親11名、子ども1名参加
2	3月18日	退職・新規職員紹介、来年度の行事予定、生活のしおりの差し替え、行事の参加申込書、掲示板の使用方法、給付金の申請について資料を配布し説明する予定であったが、施設内に新型コロナウイルス感染者が確認されたため、中止とし、弁当を配布した。配布資料については個別で説明を行った。

(2) 行事

①全体行事

1	5月16日 母の日行事	緊急事態宣言期間中のため、母の日行事は中止としたが昼食、カーネーション、景品を配布した。小学生以上の児童は、芸術教室で作成したマグカップを母へ渡した。乳幼児は、職員が作成したカレンダーを母へ渡した。 母親13名、子ども19名、職員13名 計45名参加
2	8月1日 夏祭り	新型コロナウイルス感染拡大防止等に留意し、退所者や地域の方々を招待せず利用者のみとした。ヨーヨー釣り、くじ引き、輪投げ、工作を行った。会場内に飲食のスペースは設けず、焼きそば、唐揚げ、フランクフルト等の配布を行った。 母親11名、子ども13名、職員13名、実習生1名 計38名参加
3	9月23日 バスハイク	バスハイクを予定していたが、新型コロナウイルス感染者数の増加により中止とし、昼食配布を行った。
4	12月19日 クリスマス会	新型コロナウイルス感染拡大防止等に留意して実施した。会食形式にはせず、クリスマス仕様の料理を配布し、サンタクロースによるプレゼント贈呈等を行った。またアフターケアとして、1年以内に退所した利用者を招待したが参加はなかった。 母親9名、子ども12名、実習生1名、退所者0名 職員13名 計35名参加

②学童行事

1	4月27日 学童ミーティング	例年、年度初めに学童のルールや本年度の行事についての話し合いを行うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別に説明した。 子ども7名、職員4名 計11名参加
2	5月18日 ワンコイン モーニング	トワイライトステイ室に登校前の子どもたちが集まり、楽しみながら朝食を摂った。また、朝食の大切さを知る機会とした。 子ども5名、職員5名、実習生1名 計11名参加
3	6月5日 学童遠足 (スポーツ大会)	学童遠足を予定していたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から室内で行うスポーツ大会へ変更とした。風船バドミントン、ドッチビー、ボッチャを行い、室内でスポーツを楽しむ機会とした。 子ども6名、職員4名、実習生1名 計11名参加
4	7月27日 ～29日 夏休み 学習企画	長期休みを利用し、学習企画を実施。子どもたちが幅広く学習する機会を設けた。 子ども6名、職員7名、実習生1名 計14名参加
5	9月24日 ワンコイン モーニング	トワイライトステイ室に登校前の子どもたちが集まり、楽しみながら朝食を摂った。また、朝食の大切さを知る機会とした。 子ども2名、職員3名 計5名参加
6	10月24日 デイキャンプ (音楽会)	デイキャンプを予定していたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から音楽会とし、オリジナルウクレレづくりを行った。 子ども5名、職員4名 計9名参加
7	10月28日 ワンコイン ディナー	新しい生活様式を意識しながら、食事会を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、デリバリーを利用した。 子ども2名、職員3名 計5名参加
8	1月19日 ワンコイン モーニング	トワイライトステイ室に登校前の子どもたちが集まり、楽しみながら朝食を摂った。また、朝食の大切さを知る機会とした。 子ども1名、職員2名 計3名参加
9	3月11日 ワンコイン ディナー	施設内に新型コロナウイルス感染者が確認されたため、行事は中止とし、弁当を配布した。 子ども2名配布

10	3月5日 学童遠足 (映画鑑賞会)	学童遠足を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から映画観賞会へと変更した。参加申し込み者はいたが、当日不参加となったため実施しなかった。
11	芸術教室	子どもたちの持つ可能性を引き出すため、工作・料理等、様々な分野の教室を実施した。 実施月：4、5、7、9、11、12、2月 ※8月は施設内に陽性者が確認されたため中止とし、1月は施設内にPCR検査を受ける者及び濃厚接触者がいたため中止とした。 毎回子ども1～6名、職員2～5名参加

③乳幼児行事

1	4月25日 乳幼児工作	緊急事態宣言期間中であったため、行事を中止し、昼食と間食の提供を行った。母にも昼食を配布した。 乳幼児10名、母親8名配布
2	6月27日 乳幼児 リフレッシュ 保育	乳幼児を対象に保育を実施した。昼食やおやつを摂ったり、工作や玩具で遊んだりして過ごした。母が子育てを離れリフレッシュする機会とした。 乳幼児7名、職員6名、実習生1名 計14名参加
3	11月28日 幼児遠足 (レクリエーション)	新型コロナウイルス感染状況の悪化に伴い、予定していた幼児遠足を中止とし、3歳児クラス以上の子どもを対象にレクリエーションを行った。クリスマス会に展示するハンドベルの工作や、石鹼粘土、おやつはパフェを作った。子ども達が交流する機会とした。 幼児5名、職員5名 実習生1名 計11名参加
4	2月20日 乳児リフレッシュ 保育	乳児家庭の母親が育児を離れてリフレッシュをする機会とし、トワイライトステイ室、集会室、保育室の各部屋に分かれ、個別での保育を行った。昼食やおやつを摂り、午睡をし、自由に遊んで楽しく過ごした。 乳幼児3名、職員5名 計8名参加

4. アフターケア

来所相談	電話受理	電話送信	関係機関	行事参加	その他	合計
12件	7件	11件	7件	2件	15件	54件

退所者にとって気軽にいつでも相談できる場所としての対応を心掛けている。

来所相談では、職員へ近況を伝えるために来所し、退所後の生活について知らせてくれる家庭もあった。また仕事の都合で都営住宅の冊子を区役所の開所時間に受け取りに行くことのできない退所家庭には、来所した際に都営住宅の冊子を渡している。夏祭りは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、退所者の招待を中止とした。クリスマス会は招待する人数も少ないことから退所者を招待したが、参加者はなかった。地域へ向けた当所の心理カウンセラーによる個別相談会に2回参加が見られた。その他としては退所後のゴミ出しや、忘れ物・郵便物の保管・送付等を行った。

5. 地域へ向けた子育て相談会等の事業

昨年度より中野区母子生活支援施設の管理運営に関する基本協定に基づき、退所世帯のアフターケア及び、地域のひとり親家庭を対象とした子育て相談会や、行事を実施した。本年度は6回企画した。

1	5月19日 子育て個別相談会 13:30～15:30	心理カウンセラーによる個別相談会を実施。 母親2名 子ども1名 計3名参加
2	8月8日 親子工作 13:00～16:00	地域の小学生以上の児童がいるひとり親家庭を対象に、オリジナルの段ボール椅子工作を企画したが、台風接近に伴い不参加となった。 母親0名 子ども0名 計0名参加
3	9月12日 子育て広場 10:00～12:00	地域のひとり親世帯を対象とした子育て広場を企画したが参加希望がなかった。 母親0名 子ども0名 計0名参加
4	11月17日 子育て個別相談会 13:30～15:30	心理カウンセラーによる個別相談会を実施。 母親1名 子ども1名 計2名参加
5	1月30日 ひとり親相談会 10:00～12:00	地域のひとり親家庭を対象とした職員による相談会を実施。 母親1名 子ども0名 計1名参加
6	3月13日 子育て広場 10:00～12:00	地域のひとり親世帯を対象とした子育て広場を企画したが参加希望がなかった。 母親0名 子ども0名 計0名参加

6. 苦情解決について

「利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要項」に基づき、施設が提供するサービスに関わる利用者からの苦情を解決するための体制を整備し、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足感の向上を図り、利用者が施設の福祉サービスを適切に利用できるよう支援する取り組みを行っている。また、常時利用者からの意見を求めるために「意見箱」を設置している。

本年度は、意見箱への投函はなく、数世帯から要望があった。要望に関しては、できるだけ母の意向に沿えるよう配慮した。

7. 社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取り組み

平成 23 年 7 月の「社会的養護の課題と将来像」に基づき、施設運営の質の向上を図るため、社会的養護関係施設において、3 年に 1 度の第三者評価の受審と毎年度の自己評価の実施が義務化されている。

本年度は第三者評価を受審した。利用者調査では、サービスに対する意向や満足度を把握することができた。

8. 防犯・防災について

(1) 非常災害訓練について

非常災害訓練は年間計画表に沿って毎月実施した。利用者を対象とした訓練では、新型コロナウイルス感染症に留意し、利用者同士の接触を避けた形で非常階段、中央階段を使用しての避難訓練および訓練用消火器を用いた消火訓練等を実施。

応急救護訓練は新型コロナウイルス感染症の影響で予約を取ることができず実施できなかった。

また子どもを対象に実施している防災学習では、消防署員を呼び AED の使い方を学んだ。また実際に防災食品を作り、防災への意識を深めた。

さらに、災害時の職員緊急連絡網として本年度末より LINE WORKS を導入している。

日程	訓練名	参加者	内容
4 月 14 日	避難訓練 消火訓練	母子 19 名 職員 7 名	火災を想定し、訓練を実施した。
5 月 25 日	避難訓練	職員 13 名	職員対象の消防訓練を実施した。
6 月 16 日	消火訓練		危機管理マニュアルを用いて、火災時の動きを確認し、避難誘導、
7 月 2 日 5 日			消火訓練等を行った。

5月26日	避難訓練 消火訓練	母子 25名 職員 8名	地震を想定し、居室内での出火防止・身体防護・避難経路の確保について訓練を実施した。
6月21日	避難訓練 消火訓練	母子 25名 職員 9名	火災を想定し、訓練を実施した。また、熱中症の注意喚起のため、作成した資料を配布した。
7月21日	避難訓練 消火訓練	母子 16名 職員 9名	地震を想定し、避難時の密集を避けるため、居室前までの避難訓練を実施した。その後、資料を配布した。
7月30日	夜間伝達訓練	職員 13名	夜間の職員緊急連絡訓練を実施した。
8月25日	避難訓練 消火訓練	母子 17名 職員 6名	利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者がいたため、居室内で、火災を想定した訓練を実施した。
9月15日	避難訓練 消火訓練	母子 17名 職員 7名	地震を想定し、居室内での出火防止・身体防護・避難経路の確保について訓練を実施した。
10月18日	避難訓練 消火訓練	母子 14名 職員 8名	火災を想定し、非常階段を使用した訓練を実施した。
10月15日 19日 20日 25日	避難訓練	職員 10名	職員を対象に避難はしごの確認を実施した。
11月21日	防災学習	子ども 2名 職員 2名 実習生 1名	消防署員を招き、AEDの使い方を学んだ。また、防災食品を作り、防災への意識を深めた。
11月29日	避難訓練 消火訓練	母子 13名 職員 8名	実際にエントランスまで避難後、トワイライトステイ室にて当所にある簡易トイレ、車いすを見てもらい、知識を深めた。
12月23日	避難訓練 消火訓練	母子 9名 職員 6名	訓練用消火器を使用し、火災を想定した訓練を実施した。
1月20日	避難訓練	母子 11名 職員 7名	中央階段を使用し、トワイライトステイ室まで避難を実施した。その後、防災備蓄のビスコ缶を配布した。

2月25日	避難訓練 消火訓練	母子 16名 職員 5名	利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者がいたため、居室内で、火災を想定した訓練を実施した。
3月23日	避難訓練 消火訓練	母子 16名 職員 9名	利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者がいたため、居室内で、地震を想定した訓練を実施した。

(2) 危機対応訓練

危機対応訓練について、職員が不審者役を演じ対応するロールプレイを実施し対応についての協議を行った。また本年度も新規職員を対象とした、震災時における帰宅困難者対策の一環として徒歩訓練を行う予定であったが、過度な外出を避けるために中止としている。

6月1日 4日 7日	危機対応訓練	職員 13名	不審者の侵入・来訪を想定し、危機的状況時の行動確認と避難訓練を実施した。
------------------	--------	--------	--------------------------------------

(3) 個人情報の取り扱い

当所は中野区個人情報の保護に関する条例に基づき業務にあたっている。

9. 施設管理と整備について

日常的な維持管理について、建物の管理は75項目に渡る日常点検チェックシートに基づき全館点検を行い、毎月10日までに点検結果を主管課に報告した。居室の整備・修繕、共有部分の清掃、太陽光発電設備および24時間換気フィルターのメンテナンス等も職員が可能な限り行い、必要に応じて業者に委託している。

本年度、当所は築11年を迎えた。それに伴い利用者の各居室、共有スペースの機器や建具に劣化が数多く見られた。特に施設屋上に設置しているGHPの経年劣化による不具合があった。エンジンのスターターの不良と判明し、当該箇所の部品交換を実施している。その他にも、防火シャッターの開閉不良及び防火ダンパーの作動不良も見られている。都度職員による緊急対応、業者による修繕を行ってきた。

その他、職員による清掃活動を実施することで、全職員が施設維持と環境整備に対して意識的に関わるようにした。害虫駆除と消防設備点検、屋上緑化設備、雨水貯留槽、エレベーター、自動ドア、樹木剪定、共有部ワックスがけの維持管理等は例年通り業者に委託した。また、本年度も昨年度と同様に中野区さつき寮における環境負荷調査・グリーン購入実績調査

や環境マネジメントシステム、節電行動計画の策定および実施をし、業務活動における環境負荷の低減に努めた。

設備としては、学校がネットワーク機器を多く取り入れていることを鑑み、学習室等に Wi-Fi 環境を整えた。また、職員用タイムカードを導入した。

10. 中野区との協議

平成17年度から指定管理者の指定を受けて、当法人が中野区から管理運営を受託してきた。令和2年度から5年間の契約で指定管理者の指定を受け、中野区さつき寮を管理運営する基本協定を締結し、そのうえで、中野区さつき寮の管理運営を行う令和3年度協定を結んだ。また、他の委託事業であるトワイライトステイ事業等（子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業、要保護児童等一時保護事業）、母子家庭等に対する緊急一時保護事業、中野区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業電話受付、中野区子育て電話相談事業、母子等一体型ショートケア事業を別途契約として結んだ。

11. 職員体制と宿直・夜間警備

年間を通して 24 時間体制とし、利用者や来訪者の出入りの確認、利用者への電話の取り次ぎ、子育て電話相談の対応等の他、緊急時に対応できるよう備えている。職員が休む宿直室には、火災報知受信機と非常警報盤、カメラ付インターホンが設置されている。

また、SECOM の機械警備を導入しており、侵入者があると通報されるシステムや、4 台の監視用カメラを設置し、夜間警備体制を強化している。

1 2 . 研修

職員派遣研修

外部への派遣研修は、例年職員の技術向上知識の習得、利用者への理解を深めるために受講している。本年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響のため、オンラインによる研修が多かった。

法人内研修・・・・・・・・・・9回

外部研修・・・・・・・・・・20回

施設内研修・・・・・・・・・・5回

1 3 . 社会福祉教育への協力

本年度は、社会福祉士実習生 3 名、保育士実習生 2 名を受け入れた。

期 間	種 類	人 数
5 月 10 日～5 月 21 日 (10 日間)	保育士	1 名
6 月 1 日～8 月 3 日 (30 日間)	社会福祉士	1 名
8 月 23 日～9 月 30 日 (24 日間)	社会福祉士	1 名
11 月 5 日～12 月 28 日 (23 日間)	社会福祉士	1 名
1 月 6 日～1 月 18 日 (12 日間)	保育士	1 名

